

令和 5 年 3 月

長門市議会定例会

議案参考資料

## 目 次

### 議 案

第 16 号	長門市情報公開条例の一部を改正する条例	・・・ 1
第 17 号	長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 2
第 18 号	長門市報酬及び費用弁償条例及び長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 3
第 19 号	長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・・・ 4
第 20 号	長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例	・・・ 5
第 21 号	長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 6
第 22 号	長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 8
第 23 号	長門市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	・・・ 9
第 24 号	長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 10
第 25 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 11
第 26 号	長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例	・・・ 12
第 27 号	長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	・・・ 13
第 28 号	長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について	・・・ 14
第 29 号	伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について	・・・ 16
第 30 号	市道路線の変更について	・・・ 17
第 31 号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	・・・ 19
第 32 号	山口県市町総合事務組合の財産処分について	・・・ 23
第 34 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 24
第 35 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 24
第 36 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 24

第 37 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 24
第 38 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 24
第 39 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・ 24
第 40 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・ 25
第 41 号	長門市教育委員会委員の任命について	・・・ 26

## 長門市情報公開条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、同法の規定が地方公共団体に適用されることとなったため、個人に関する情報について、個人情報保護制度に係る不開示情報と情報公開制度における不開示情報との整合を図る必要があることから改正を行うものである。

### 2 改正箇所及び改正の内容

#### (1) 改正箇所

不開示情報のうち個人に関する情報に係る部分（第 10 条第 2 号柱書）

#### (2) 改正の内容

ア 個人情報の保護に関する法律の規定との整合を図るため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を追加する。

イ その他文言の整理

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護に関する事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づく個人番号（マイナンバー）の利用を行うため、条文の改正を行うもの。

2 改正の内容

ア 別表第1に、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護に関する事務であって規則で定めるものを追加

イ 別表第2に、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものを追加

3 施行期日

公布の日

4 その他

生活保護受給者が医療機関を受診する際、マイナンバーカードを提示することにより資格確認を行う「医療扶助のオンライン資格確認」が令和5年度中に導入される予定であり、生活保護法に基づく保護に準じた保護の措置を受ける生活に困窮する外国人についても、同様に取り扱いが必要がある。

長門市報酬及び費用弁償条例及び長門市企業職員の給与の  
種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに  
伴い、同法を引用している条例の整備をおこなうもの。

2 改正の内容

定年前再任用短時間勤務職員制度が導入される法改正に伴い、本条例が引用  
している法律の条文が変更されたため、引用条文を改正するもの

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

## 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令・国土交通省令第 1 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 67 号）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 68 号）、建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令・国土交通省令第 2 号）の施行に伴い、その改正内容に対応した手数料を定めるため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

- (1) 別表（第 2 条関係）（その 4）の低炭素建築物新築等計画認定申請及び変更認定申請手数料に係る改正
  - ア 誘導仕様基準の新設に伴い、住宅に係る認定の区分を誘導仕様基準による認定に係るものとそれ以外のものに細分化
  - イ 認定申請単位の変更に伴い、共同住宅等又は複合建築物の住戸単位の認定区分が廃止され、複合建築物の住宅部分の認定区分が追加されたことによる改正
  - ウ 認定申請単位の変更に伴い、非住宅建築物に係る認定の区分に、複合建築物に係る非住宅部分が追加されたことによる改正
- (2) 別表（第 2 条関係）（その 4）の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請及び変更認定申請手数料に係る改正
  - ア (1) ア、イと同様
  - イ 誘導設計 1 次エネルギー消費量の新設に伴い、共同住宅等又は複合建築物において算出の対象となる設計 1 次エネルギー消費量を、誘導設計 1 次エネルギー消費量に改正
- (3) 別表（第 2 条関係）（その 4）の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料に係る改正  
省令に規定される評価基準が変更されたことによる改正
- (4) 備考における手数料、文言の改正

## 3 施行期日

公布の日

## 長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

通地区における公共事業に伴う残土の処分場として、昭和 60 年度に整備された産業廃棄物最終処分場は、その後、公共工事や市内住宅の解体等で生じたコンクリート破片及びがれき類の最終処分施設として運営してきたが、埋め立て残余容量がわずかとなり、令和 5 年中に受け入れ可能容量に達することから、当該施設を廃止することとし、所要の改正を行うもの。

## 〔施設概要〕

名 称	長門市産業廃棄物最終処分場
所在地	長門市通字大蔵 69 番 1
受け入れ可能容量	148,900 m <sup>3</sup>
令和 4 年 12 月末時点の残余容量	1,758 m <sup>3</sup>

## 2 改正の内容

別表第 1（第 2 条関係）  
産業廃棄物最終処分場の削除

## 3 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

## 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を定める省令から懲戒権関係規定を削除する等の改正を行うもの。

子ども家庭庁設置法の施行に伴い所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 家庭的保育事業所等の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準について児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定を加える。(第 7 条の 2 関係)
- (2) 家庭的保育事業所等の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準について、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加える。(第 7 条の 3 関係)
- (3) 家庭的保育事業所等とほかの社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる旨の規定を整備する。(第 10 条関係)
- (4) 民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、家庭的保育事業所等の運営に関する基準を定めるに際し懲戒権関係規定を削除する等の改正。(第 13 条関係)
- (5) 家庭的保育事業所等において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないとの規定を整備する。(第 14 条第 2 項関係)
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年度厚生省令第 63 号)の根拠である児童福祉法第 45 条 2 項において、所管が厚生労働省から内閣府に改正されることから、内閣総理大臣に改正する(第 25 条関係)

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

4 その他

本市において家庭的保育事業等を実施する事業者はなし。

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正する条例

1 改正の趣旨

国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準について、児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定を加える。(第 6 条の 2 関係)
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準について、バス乗降時の所在確認の徹底に係る規定を加える。(第 6 条の 3 関係)
- (3) 感染症や非常災害の発生時における早期業務再開を図るための業務継続計画について、当該計画の策定、職員に対する業務継続計画の周知、研修及び訓練の定期的実施、並びに定期的な業務継続計画の見直しに係る規定を加える。(第 12 条の 2 関係)
- (4) 放課後児童健全育成事業所において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置について、職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的実施に係る規定を整備し、明確化する。(第 13 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

長門市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

子ども・子育て支援法第77条が第72条に繰り上がることに係る引用条文の改正

3 施行期日

令和5年4月1日

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 65 号）の公布に伴い所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 学校教育法第 25 条が第 25 条第 1 項になることに関する改正
- (2) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項が第 19 条となることに関する改正
- (3) 厚生労働大臣から内閣総理大臣への所管事務の移管に関する改正
- (4) 民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 102 号）の一部の施行により、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）における懲戒権に関する規定が削除されることに伴う改正

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

（一部公布の日から施行する。）

## 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の改正に合わせて、国民健康保険料の賦課限度額引き上げ及び軽減措置の所得判定基準について、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の支給額については、子育て支援策の拡充を踏まえ、現行の 40 万 8 千円から 48 万 8 千円に引き上げる。

※産科医療補償制度対象の場合は、掛金（1 万 2 千円）を加算した金額（50 万円）を支給することとなる

(2) 国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる。

後期高齢者支援金賦課限度額

現行：20 万円 ⇒ 改正後：22 万円

※基礎賦課限度額（65 万円）、介護給付金賦課限度額（17 万円）については据え置き

(3) 国民健康保険料の減額の対象となる所得基準を引き上げる。

① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき金額を 29 万円（現行：28 万 5 千円）とする。

② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき金額を 53 万 5 千円（現行：52 万円）とする。

※7 割軽減については据え置き

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

※改正後の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用

※令和 4 年度以前の年度分の保険料については、従前のおり

### 4 その他

出産育児一時金の増額及び保険料の減額については、これまでと同様、国の財政支援の対象となる。

## 長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

第1次産業から第3次産業までのあらゆる分野を対象に、本市への企業立地を一層促進し、本市産業の振興と雇用の創出を図るため、事業所の設置により新たに雇用された者の取扱いを一部見直すとともに、企業立地奨励金の交付を行う期間を拡大することから、条文の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 奨励措置対象者の指定に関し、事業所の設置により新たに雇用された者の取扱いを一部見直し、事業者による雇用に限らない旨を追加。(第4条関係)
- (2) 企業立地奨励金の交付を行う期間を6年度間に拡大する。(第6条関係)  
※過疎法、地域未来投資促進法及び生産性向上特別措置法に基づく本市条例により固定資産税の課税免除又は課税の特例を受ける事業所以外の事業所の設置を行う事業者を対象に、交付を行う期間の拡大を行う。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 長門市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省告示第 376 号）の施行にあたり、特定優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者資格（同居親族要件）等を改正するもの。

### 2 改正の内容

・ 第 6 条 1 項第 3 号（入居者の資格）

同居する親族の要件に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童を追加するもの。

### 3 施行期日

公布の日

長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

長門市俵山多目的交流広場（長門市俵山 11356 番地）

2 指定管理者

名 称	特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山
事業所の所在地	長門市俵山 4497 番地
代 表 者	理事長 坂倉 弘真

3 指定管理料（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

40,392,000 円

4 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（3 年）

5 業務内容

- (1) 施設の使用に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) 施設事業の運営に関すること
- (4) 管理運営のための体制の整備に関すること
- (5) 利用料金に関すること
- (6) 賠償責任保険に関すること
- (7) 使用者の安全の確保に関すること
- (8) 個人情報保護に関すること
- (9) 業務報告に関すること

6 指定管理者選定の経緯

特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山の設立目的であるコミュニティづくりを推進することと、当施設の設置目的である地域資源を活用して広く他地域との交流を促進し、地域の活性化を図ることは方向性が同一である。

また、同法人は、これまで 10 年間の施設管理の中で、プロリーグ等の大規模な大会や、ナショナルチームのキャンプ地として受け入れた際、施設コンディションについて非常に高い評価を得た実績があり、地域資源を活用した情報発信や都市農村交流などの豊富な実績があり、宿泊・観光案内や特産

品販売等利用者に対する「おもてなしサービス」の提供や拡充が期待できるほか、地域住民を中心とする法人である強みを活かし、大規模な大会等における地域全体での運営支援や災害時・緊急時等における迅速な対応等あらゆる状況に対応できる体制を構築できる。

このため、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号に基づき、公募によらない指定をする。

## 伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称 伊上海浜公園オートキャンプ場  
 施設の位置 長門市油谷伊上 2403 番地 8

## 2 指定の期間

法人となった日から令和 6 年 3 月 31 日まで（残指定期間）

## 3 指定管理者候補者（法人化後の名称等）

名 称 株式会社ゆやマリンワークス  
 事業所の所在地 長門市油谷向津具上 11044 番地 2  
 代 表 者 代表取締役 河野 仁

## 4 業務内容

- (1) 施設の管理運営に関すること  
 (2) 施設の運営上必要と思われる事業の実施に関すること

## 5 指定管理者選定の経緯

本施設については、現在、次表のとおりフィールドナビ倶楽部が指定管理者として指定されているところ、同団体において法人化を予定されている。

施設の名称等	(所在地) 長門市油谷伊上 2403 番地 8 (名 称) 伊上海浜公園オートキャンプ場
指定管理者	(所在地) 長門市油谷後畑 528 番地 3 (名 称) フィールドナビ倶楽部 (代表者) 代表 河野 仁
指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

法人化後の株式会社においても団体の実態や本施設の管理運営体制に変更がなく、引き続き指定管理業務を滞りなく遂行する体制が確保されるため、公の施設の管理運営の安定性の観点から、残期間について、同団体が法人化した株式会社ゆやマリンワークスを指定管理者として指定する。

## 市道路線の変更について

## 1 路線名

市道 小河内公園線

## 2 変更の内容

認定（変更後）路線		廃止（変更前）路線	
起点	終点	起点	終点
深川湯本字今市 2663 番 2 地先	深川湯本字今市 2694 番 2 地先	深川湯本字今市 2663 番 2 地先	深川湯本字鍛治 10604 番 28

※路線図については、別紙のとおり

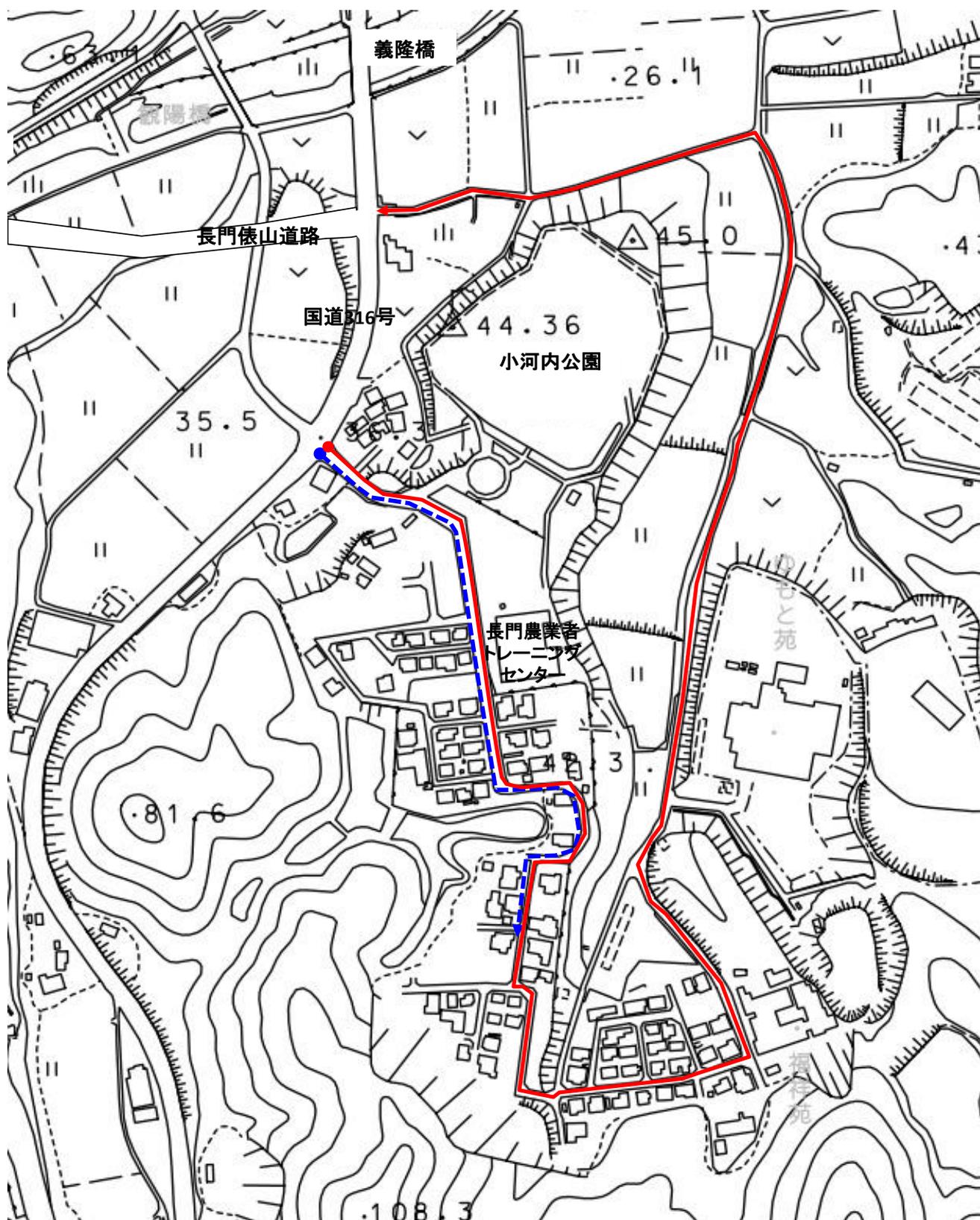
※変更により市道の総延長は 488.0m から 1731.0m に延伸（1,243m 追加）

## 3 概要

現路線は、国道 316 号交差点（長門農業者トレーニングセンター入口）を起点とし、小河内区団地内を終点とするものであるが、現路線の終点以降は宅地造成による開発道路、農道（小河内 5 号線及び小河内線）の一部を経て、国道 316 号 山陰道「長門湯本温泉 IC」入口交差点に接続している。

これら管理者の異なる一連の道路は、国道 316 号と小河内区団地内 110 世帯をはじめ社会福祉施設、養鶏事業所等を相互に連絡する公共性・公益性の高い主要な道路と認められ、市道として一体的に管理することが適当と判断したため、このたび市道路線の変更（延伸）を行うもの。

市道小河内公園線 路線図



凡 例	
新規(変更後)	—
廃止(変更前)	- - - -
起 点	●
終 点	→

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

1 趣旨

周陽環境整備組合の解散に伴い、令和5年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させ、並びに令和5年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第8号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第11号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えること並びにこれに伴い同組合規約を変更することについて地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同第290条の規定により、市議会の議決を求めるもの。

2 改正の内容

規約別表第1中「、周陽環境整備組合」を削る。

規約別表第2の2及び6の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の8の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の11の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

※詳細は、別紙「山口県市町総合事務組合規約新旧対照表」を参照されたい。

3 施行期日

令和5年4月1日

山口県市町総合事務組合格約 新旧対照表

新		旧	
別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)		別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)	
山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合_____、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、 <u>周陽環境整備組合</u> 、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	
別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)		別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 第 3 条第 2 号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合_____、山口県市町総合事務組合	2 第 3 条第 2 号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、 <u>周陽環境整備組合</u> 、山口県市町総合事務組合
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
6 第 3 条第 6 号に規定する事務	宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方	6 第 3 条第 6 号に規定する事務	宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方

	老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合_____、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、 <u>周陽環境整備組合</u> 、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
7 (略)	(略)	7 (略)	(略)
8 第3条第8号に規定する事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合_____、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、 <u>宇部・山陽小野田消防組合</u> 、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	8 第3条第8号に規定する事務	_____ 下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、 <u>周陽環境整備組合</u> 、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合_____、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)
11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市、 <u>萩市</u> 、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合_____、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企	11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市_____、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、 <u>周陽環境整備組合</u> 、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企

業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合	業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合
--------------------------------------	--------------------------------------

## 山口県市町総合事務組合の財産処分について

### 1 提案理由

周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を関係地方公共団体と協議のうえ定めることについて、地方自治法第 289 条及び第 290 条の規定により、市議会の議決を求めるもの。

### 2 財産処分の内容

周陽環境整備組合が退職手当の支給に関する事務を行うため納付した負担金の額と、この組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則第 6 条に規定する額を加算した額との差額

※規則第 6 条に規定する額…山口県市町総合事務組合退職手当給付財政調整基金の運用によって生じた額と退職手当の支給に関する事務に要した額を勘案し、管理者が定める額

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 設置の主旨等

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者からの不服を審査決定するための中立的な機関として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条の規定に基づき設置するもの。

2 提案の理由

現委員 6 名の任期（3 年間）が令和 5 年 5 月 15 日に満了となることから、次期委員の選任案について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

3 候補者の略歴

氏名	住所	生年月日	職業	再任・新任の別
いとうまさのり 伊藤正典				再任
こうちひろみ 河内浩己				新任
ゆきざねしんいち 行實信一				新任
みやがききよひさ 宮垣清久				新任
ながおとしあき 永尾敏明				再任
よしむらのりかず 吉村典和				新任

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

4 委員の任期

令和 5 年 5 月 16 日から令和 8 年 5 月 15 日（3 年間）

## 人権擁護委員候補者の推薦について

### 1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱する。

### 2 提案の理由

本市の人権擁護委員である中尾<sup>なかおつとむ</sup> 努氏の任期が令和5年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として三輪<sup>みわかずあき</sup>和明氏を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

### 3 候補者の氏名・住所

住 所   
氏 名 三輪 和明 (みわ かずあき)

### 4 候補者の略歴

### 5 委員の任期

令和5年7月1日から令和8年6月30日（3年間）

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

長門市教育委員会委員の任命について

1 提案の理由

古屋正次教育委員会委員の任期が令和 5 年 5 月 18 日に満了となるが、引き続き古屋正次氏を委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

2 候補者の氏名・住所

氏名 古屋 正次（ふるや まさつぐ）

住所 [REDACTED]

3 候補者の略歴

[REDACTED]	[REDACTED]

4 候補者の委員任期

令和 5 年 5 月 19 日から令和 9 年 5 月 18 日（4 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）